

□ ■ □ 航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場 □ ■ □

航海用レーダー等装備・整備事業場（以下「レーダー等認定事業場」という。）とは、当協会の会員事業場のうち、国土交通省が船舶検査の方法において定める「航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準」（以下「レーダー認定基準」という。）に適合し、運輸局（運輸支局）（以下「管海官庁」という。）から「航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場」としての証明書の交付を受けた事業場をいいます。

1．資格者とレーダー等認定事業場

管海官庁が「航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準に基づく証明」を行う際に、その基準の一つとして装備工事及び整備業務実施上の責任者を有することが義務付けられています。

航海用レーダー等の装備工事及び整備についての業務実施上の責任者としては、当協会の「航海用レーダー整備士」の資格がそのまま認められています。

2．レーダー等認定事業場になると

このレーダー等認定事業場が、所定の「社内装備・整備標準」に従って行った航海用レーダー等に係る装備工事及び整備については、官海官庁の船舶検査官あるいは（財）日本海事協会の検査員の行う定期検査、中間検査等の立会いが省略されることになっております。

3．レーダー等認定事業場になるためには

レーダー等認定事業場になるためには、レーダー認定基準に適合している事業場が管海官庁にレーダー等認定事業場の証明願を申請して、証明書の交付を受けることが必要です。

レーダー認定基準には証明を受けようとする設備の範囲（4.項参照）に応じて施設及び設備、責任者及び技術者、社内装備・整備標準、工事实績の4つの要件があり、これらの要件を満たすことが前提条件となります。

4．レーダー認定基準

(1) 施設及び設備

次の施設、機器及び備品類を保有していることが必要です。

施設

航海用レーダー等の装備工事及び整備を行うために必要な機器の保管場所、及び試験、検査を行うために必要な機器を保管するのに適当な場所

機器及び備品類

証明を受けようとする設備の範囲に応じて下記のように定められています。

区分	証明を受けようとする設備	機器及び備品類
R 0	・航海用レーダー ・自動衝突予防援助装置	・携帯用ドリル ・オシロスコープ（5MHz以上のもの） ・周波数測定器（9GHz帯の周波数の測定が可能なもの） ・テスター ・絶縁抵抗計（500V） ・導波管気密試験器 ・ストップ・ウォッチ
R 1	・上記＋ ・電子プロットング装置 ・自動物標追跡装置	上記と同じ
R 2	・上記＋ ・船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む）	上記＋ ・周波数測定器（200MHz帯の周波数の測定が可能なもの） ・電力計（30W）
R 3	・上記＋ ・航海情報記録装置	上記＋ ・メンテナンス装置（再生専用ソフト付き）

R 0 とは、航海用レーダー及び自動衝突予防援助装置の装備工事及び整備を行う事業場で、平成 16 年 1 月以降「証明を受けようとする設備の範囲」の書換申請が完了していない事業場です。今後は、新たにこの事業場は存在しない。

R 1 とは、航海用レーダー、電子プロットング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置の装備工事及び整備を行う事業場

R 2 とは、航海用レーダー、電子プロットング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置及び船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む）の装備工事及び整備を行う事業場

R 3 とは、航海用レーダー、電子プロットング装置、自動物標追跡装置及び自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む）及び航海情報記録装置の装備工事及び整備を行う事業場

(2) 責任者及び技術者

航海用レーダー等に係る適切な装備工事及び整備を行うための十分な技量及び関係法規等の知識を有する業務実施上の責任者（1 名）並びに適切な技量及び知識を有する技術者（1 名以上）がいなければなりません。

責任者

責任者は当協会の航海用レーダー整備士の資格を保有していなければなりません。また、責任者代行も当協会の航海用レーダー整備士の資格を保有していなければなりません。

技術者

技術者として認められるのは、3 年以上の実務経験を有する者とされていますが、技術者も当協会の航海用レーダー整備士の資格を保有していることが望ましい。

(3) 社内装備・整備標準

国土交通省の定めた「航海レーダー装備工事及び整備基準」、「電子プロットング装置整備基準」、「自動物標追跡装置整備基準」、「自動衝突予防援助装置整備基準」、「船舶自動識別装置（これに接続された衛星航法装置を含む）整備基準」及び「航海情報記録装置整備基準」に適合する社内装備・整備標準を有していなければなりません。この標準には少なくとも次の事項が記載され、装備工事や整備に際して活用されていなければなりません。

責任者及び責任者代行

責任者（1 名）及び責任者代行（3 名まで）の氏名、資格の種類・番号・認定年月日が記載されていることが必要です。

装備工事及び点検要領

各ユニットの船体への取付け、導波管やケーブルの布設及び保護装置、電食・腐食の防止処理及び接地について、その方法、基準、注意点などが記載されていることが必要です。また、装備工事終了後の点検方法が明確になっていることが必要です。

整備及び点検要領

各ユニット及び導波管やケーブル等の点検・整備の方法、基準、注意点などが記載されている必要があります。また、整備終了後の点検方法が明確になっていることが必要です。

(4) 工事実績

次のいずれかに該当する実績を有していることが必要です。

過去 4 年間に 8 隻以上の義務船の新造船の航海用レーダー等について装備（換装を含む）工事を行った実績。

（注）この場合の義務船とは、総トン数 300 トン以上の船舶及び国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の旅客船です。

過去 4 年間に新造船、在来船、義務船、非義務船を問わず、24 台以上（自動衝突予防援助装置の場合で別置の場合は 1 台とみなす。）の航海用レーダー等について、装備（換装を含む）

及び点検・整備を行った実績。

5．レーダー等認定事業場の証明書の交付申請手続

レーダー等認定事業場となるための証明書の交付申請手続は次の要領で行って下さい。

(1) 事業場設備等の実地調査・指導

レーダー等認定事業場になろうとする事業者は、「証明願」などを管海官庁に提出しなければなりませんが、その前に当協会指導員による調査・指導を受けることが必要です。

これは、レーダー等認定事業場になろうとする事業者が必要な要件を満たしているか、また証明書などの提出書類が適切であるかを事前に調査・指導するもので、不備があれば改善していただくことになります。

(2) 実地調査・指導の申込み

実地調査・指導を受けようとする事業者は、申込書に指導料（20,000 円）を添えて当協会に申し込んで下さい。

(3) 「証明願」などの作成・提出

実地調査・指導が終了した後に、管海官庁に「証明願」を提出することとなりますが、この提出は以下の手順で行って下さい。

（注）提出する前に書類に不備や誤りがないかどうか当協会のチェックを受けて下さい。

書類の作成

- ・証明願 ・会社経歴書 ・施設及び設備の詳細
- ・責任者及び技術者の詳細 ・航海用レーダー等社内装備・整備標準
- ・レーダー等工事实績

当協会への提出

当協会では申請書類（写）に記載漏れ、誤りがないかチェックします。

推薦状の交付

当協会では、提出書類に誤りがないことを確認した後、管海官庁あての「推薦状」を申請事業者に送付します。

管海官庁への申請

申請事業者は、提出書類に当協会が送付した「推薦状」を添えて管海官庁に提出して下さい。

6．レーダー等認定事業場の証明書の書換申請について

レーダー等認定事業場の証明書の記載事項に変更が生じた場合は、管海官庁に対して書換申請が必要となります。

(1) 事業場の名称及び所在地を変更したとき。

(2) 装備工事及び・整備業務実施上の責任者を変更したとき。

7．レーダー等認定事業場になった場合の遵守すべき事項

管海官庁からレーダー等認定事業場として証明書の交付を受けた場合には、次の事項を確実に実行して下さい。

(1) 証明書の写しの交付

管海官庁より証明書が交付された場合は、証明書の写し 1 部を速やかに当協会に送付して下さい。

(2) 装備工事及び整備の方法

「社内装備・整備標準」の内容を十分に理解し、これに沿った装備工事及び整備を行って下さい。

(3) 装備・整備点検及び試験・検査の方法

装備工事及び整備を行った場合は、「社内装備・整備標準」に従って点検、試験及び検査を行って下さい。

(4) チェックシートの提出

航海用レーダー等の新造船への装備工事（換装工事を含む。）を行い、社内装備・整備標準に適合していることを確認した場合は、「航海用レーダー装備点検記録表（様式 RF）」を3部作成し、責任者（又は責任者代行）が署名し、管海官庁及び船舶所有者に各1部提出し、1部は事業場の記録として保管しておいて下さい。なお、新造船への装備工事の後の性能試験については、次を準用します。

航海用レーダー等の整備を行い、社内装備・整備標準に適合していることを確認した場合は、「GMDSS 設備等整備記録総括表（様式 GM-1）」、「航海用レーダー点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(1)（様式 R-1）」、「自動衝突予防援助装置等（ARPA 等）点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(2)（様式：ARPA 等）」、「船舶自動識別装置等整備記録／船舶自動識別装置等試験成績表（様式：AIS 等）」、「航海情報記録装置（VDR）整備記録（様式：VDR）」を各3部作成し、管海官庁及び船舶所有者に各1部提出し、1部は事業場の記録として保管しておいて下さい。

（注）当協会にて下記のチェックシートを販売しております。（刊行物のご案内へ）

- ・航海用レーダー装備点検記録表（様式 RF）
- ・航海用レーダー点検整備記録等／レーダー設備試験成績表(1)（様式 R-1）
- ・自動衝突予防援助装置等（ARPA 等）点検整備記録表／レーダー設備試験成績表(2)（様式：ARPA 等）
- ・船舶自動識別装置等整備記録／船舶自動識別装置等試験成績表（様式：AIS 等）及び外部 GPS 試験成績表（AIS に接続されたものに限る）
- ・航海情報記録装置（VDR）整備記録（様式：VDR）

(5) 書類の保管

レーダー等認定事業場が作成したチェックシートは、船舶別、年度別に整理のうえ保管しておいて下さい。

(6) 変更等による届出

管海官庁への届出

次の場合は、管海官庁への届出が必要となります。

- ・施設、機器及び備品類を変更したとき。
- ・社内装備・整備標準を変更したとき。

（注）責任者代行の変更については事前に届出て下さい。

当協会への届出

管海官庁に変更届けを行った場合は、当協会に対してもその変更届け（写）を提出して下さい。

(7) 管海官庁の立入り調査

証明書を交付された事業場に対して、管海官庁の立入り調査が行われることになっております。

時期：原則として3ヶ月ごとに行われます。

調査内容

- ・装備工事及び整備点検時の立会いの状況
- ・施設等の状況：作業場、機器・備品類等の保管状況の調査。
- ・装備工事及び整備点検の方法：社内装備・整備標準による装備工事並びに試験及び検査の実施状況
- ・書類等の保管状況：記録表等の内容及び保管
- ・責任者（資格者）及び技術者の構成の確認